

「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A（追加）

2022.6.24

CISTEC 制度専門委員会 事務局

CISTEC 制度専門委員会では、みなし輸出規制に関して、昨年パブリックコメントを提出し、経済産業省より回答を得ているところである。

◎CISTEC 関係委員会提出のパブリックコメントに対する経済産業省回答結果(21.11.22)

https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/20211122.pdf

その後、同委員会事務局にて下記の通り追加的に QA を作成し、経済産業省の確認を得たので紹介する。

1. 誓約書の保管期間について

Q：弊社では、入社時：誓約書、それ以降の勤務時：就業規則等にて副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっていることで、特定類型該当性の確認を実施しているのですが、その誓約書の保管期間は、法令に則り、通常兵器に関する技術提供であれば5年間、大量破壊兵器等に関する技術提供であれば7年間としておりますが問題ありますか？

A：特定類型該当性の確認の為に入手された誓約書の保管期間については、御社の理解で問題ありません。なお、企業の自主管理として、入社時に従業員等から入手した誓約書については、規制技術の提供が見込まれる期間、保存しておくことが望ましいです。

参考：「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A(令和4年4月14日改訂)QA 2 7
「安全保障貿易管理ガイダンス」第二版 P51

2. 大学との共同研究の場合の特定類型該当性の確認について

Q：企業と大学の共同研究において、企業が学生に直接技術を渡す場合は、当該学生の類型該当性について通常取得する書面（契約書等）にて企業が確認すると理解しています。

ただし、企業と大学との法人間で締結する共同研究に関する契約書であることから、参加する学生の類型該当性を示す情報は少ないのが現実です。その情報を基に企業が確認することで十分でしょうか？

A：当該参加者が学生の場合、企業において類型該当性を確認していただく必要がありますが、その確認方法としては、商慣習上、共同研究を実施するに当たり通常取得する書面（契約書等）から類型該当性を確認すれば、ガイドラインに沿った対応となります。なお、企業の自主管理として、共同研究契約を締結する際に、大学と相談の上、大学から「共同研究に参加する学生には特定類型に該当する者はいない。」旨の通知を御社が受けるという運用も考えられます。ただし、特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を典型的にまとめたものであり、特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない点に十分ご留意ください。

参考：「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A(令和 4 年 4 月 14 日改訂)QA11
「機微技術ガイダンス」P40、P41、注 43

3. 合併等の場合の誓約書の取得の必要性について

Q：自社が合併、会社分割又は事業譲渡により再編される場合、従業員から特定類型該当性に関する誓約書を取得する必要があるでしょうか。

A：事業再編に伴い、会社法関係法令に基づき、従業員が従来所属していた会社との間の雇用契約が承継される場合は、雇用関係が継続しているものと考えられますので、当該従業員から改めて誓約書を取得する必要はありません。

一方で、出向契約や転籍合意方式により、従業員が従来所属していた会社との間の雇用契約が承継されない形で入社する場合は、当該従業員については新たに指揮命令下に入るものと解されるため、指揮命令に服した時点において、誓約書を改めて取得する必要があります。

参考：会社法、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律

【関連資料①—経済産業省資料】

◎経産省「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A(令和 4.14 日改訂)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiqa3.pdf

◎経産省「パブリックコメントでいただいたご質問・ご意見への回答」（令和 3.11.18）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000227009>

◎安全保障貿易管理ガイダンス〔入門編〕第二版（企業等用）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance/guidance.pdf>

◎安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukannri03.pdf

【関連資料②—CISTEC 資料】

- ◎経済産業省が公表した「みなし輸出」管理規制のポイント（改訂版）（2021.12.02）
https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/20211202-point.pdf
- ◎参考 経済産業省が公表した「みなし輸出」管理規制案のポイント（該当条項等の注釈付き）（改訂版）（2021.12.06）
https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/20211206sanko.pdf
- ◎経済産業省による解説「外為法に基づくみなし輸出管理の明確化について ―パブコメ回答を踏まえた解説―」（CISTEC ジャーナル 2021 年 11 月号所収記事）（2021.11.30）
https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/cj2111-02_tokusyuu01.pdf